

2015 年農林業センサス 主な用語の説明

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が 30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

①露地野菜作付面積	15 a
②施設野菜栽培面積	350 m ²
③果樹栽培面積	10 a
④露地花き栽培面積	10 a
⑤施設花き栽培面積	250 m ²
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧豚飼養頭数	15 頭
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽

⑪その他 調査期日前 1 年間における農業生産物の
総販売額 50 万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が 3 ha 以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前 5 年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前 1 年間に 200 m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
組織経営体	世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。
農家以外の農業 事業体（販売目的）	農業経営体のうち、調査期日現在で10a以上の経営耕地を有するか、あるいは経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上であり、かつ、農産物の販売により農業収入を得ることを直接の目的とする組織経営体をいう。

2 土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

他に作業・管理を
任せている山林

保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。

ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。

3 総農家・林家等 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が 10 a 未満であっても、調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 15 万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

販売農家

経営耕地面積が 30 a 以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

主業農家

農業所得が主（農家所得の 50% 以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主（農家所得の 50% 未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が 1 人もいない農家をいう。

兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第 1 種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

第 2 種兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

生産年齢人口	15～64 歳の者の人口をいう。
自給的農家	経営耕地面積が 30 a 未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満の農家をいう。
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。
林家	調査期日現在の保有山林面積が 1 ha 以上の世帯をいう。

第3 利用上の注意

1 留意事項

2005 年農林業センサス及び 2010 年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」に該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施していましたが、2015 年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を 1 つの農林業経営体として調査を実施するよう変更となりました。

2 表中に使用した記号は次のとおりです。

「0」： 単位に満たないもの。(例：0.4ha → 0ha)

「－」： 調査は行ったが事実のないもの。

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの。

「△」： 減少したもの。

「X」： 数値を秘匿したもの。

2 以下の調査客体に関する数値は、被調査客体の秘密保護の観点から秘匿しています。なお、3 以上の調査客体に関する数値であっても前後の関係から数値が判明する箇所は同様に秘匿しています。

3 その他

面積及び出荷頭羽数は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがあります。